

## 第511回宮城海区漁業調整委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和7年3月17日（月曜日）

### 委員会の開催

- (1) 日時：令和7年3月25日（火曜日）  
午後2時
- (2) 場所：県行政庁舎11階 第二会議室

### 議題

#### 審議事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置（案）等について（いかつり漁業（県外船））
- (2) 宮城県資源管理方針に係る令和7管理年度の知事管理漁獲可能量について（くろまぐる（大型・小型）、すけとうだら、するめいか、ぶり）
- (3) 宮城県資源管理方針の変更について

#### 協議事項

- (1) 宮城海区漁場計画の変更（素案）について
- (2) 知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取扱いについて
- (3) 令和7年度海区漁業調整委員会開催計画について
- (4) 第23期委員への引継ぎ事項について

#### 報告事項

- (1) 漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について
- (2) 第42回太平洋広域漁業調整委員会について

### 出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	鈴木章登
会長代理	岩 沼 徳 衛	”	伊 藤 新 造
”	鈴 木 政 志	”	千 葉 富 夫
委 員	高 橋 平 勝	”	平 井 光 行
”	菊 田 守	”	尾 定 誠
”	高 橋 一 郎	”	木 村 千 之

委員 大江 清明

欠席委員

委員 館田 あゆみ

委員 石森 裕治

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 武山総括次長

それでは定刻となりましたので、ただいまから第511回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですけれども、13名出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。それでは、開会の挨拶を關会長お願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料の右上に番号を振ってございます。まず資料1といたしまして、審議事項（1）「知事許可漁業の制限措置（案）等について」。資料2といたしまして、審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について」、資料3といたしまして、審議事項（3）「宮城県資源管理方針の変更について」、資料4といたしまして、協議事項（1）「宮城海区漁場計画の変更について」、資料5といたしまして、協議事項（2）「知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取扱いについて」、資料6といたしまして、協議事項（3）「令和7年度海区漁業調整委員会開催計画について」、資料7といたしまして、協議事項（4）「第23期委員への引継ぎ事項について」、資料8といたしまして、報告事項（1）「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について」、資料9といたしまして、報告事項（2）「第42回太平洋広域漁業調整委員会について」。以上、9種類の資料となっております。御確認いただきまして不足等がありましたら、事務局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

## 【審議事項】

### ○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

3番鈴木会長代理と11番の平井委員を議事録署名委員に指名いたします。よろしく願います。

それではお手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしく願います。審議事項(1)「知事許可漁業の制限措置(案)等について(いかつり漁業(県外船))」を上程いたします。

事務局から説明願います。阿部課長願います。

### ○水産業振興課 阿部課長

それでは審議事項(1)「知事許可漁業の制限措置(案)等について」、御説明申し上げます。今回は、県外船のいかつり漁業の制限措置案となります。知事許可漁業につきましては、漁業法の規定によりまして、許可の内容として、漁業の時期、船の総トン数、許可すべき船舶の数などの制限措置を定め、本委員会の意見を聞いた上で、公示し、手続きを行うこととしてございます。本日は漁業法第58条におきまして準用をいたします、同法第42条第3項の規定に基づき、いかつり漁業の許可にかかる制限措置の内容について御審議いただくこととなります。

なお、いかつり漁業の許可の有効期間は3年、県外船につきましては1年としていることから、今回は県外船の令和7年度分の許可の制限措置案について御審議をお願いするものでございます。

詳細は担当から御説明申し上げます。

### ○關会長

本田さん、願います。

### ○水産業振興課 本田技師

水産業振興課の本田でございます。私の方から資料1に基づきまして説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。1ページ目は諮問文書の写しとなっております。さらに1枚めくっていただきまして、裏面の2ページ目を御覧ください。こちらが今回諮問いたします制限措置等の内容の公示案となっております。こちらにつきましては、後ほど戻って説明させていただきます。

次のページ、3ページ目を御覧ください。3ページ目以降が、いかつり漁業の概要についてまとめた資料でございます。1番の漁業の概要ですけれども、当該漁業は、本県沿岸域において総トン数5トン以上30トン未満の小型のいかつり漁船によって、主にするめいかややりいかを漁獲対象として行う漁業となっております。2番の許可制にかかる経緯につきましては、いかつり漁業は昭和63年に知事許可漁業に移行してございます。その後、岩手県との操業境界をめぐる問題ですとか、操業期間の延長について、業界から要望がございまして、平成24年に岩手県と共同利用海域を設定しておりまして、平成31年

には、操業期間を6月1日から2月末まで、後ろを1か月延長したりというような経緯がございまして、現在の許可内容となっております。3番の水揚げ状況でございますけれども、上から順に、県内魚市場へのするめいかの水揚げ量、やりいかの水揚げ量、いかつり漁業の水揚げ量を載せてございます。するめいかについては御覧のとおり、近年は不漁となっております、令和6年は2,453トンの水揚げとなっております。下のやりいかについては、近年水揚げが増えておりますが、令和6年は995トンとなっております。一番下のいかつり漁業については、するめいかの不漁に伴いまして、水揚げ量が大変減っております、令和6年は7トンというふうになっております。

続いて、裏面の4ページ目を御覧ください。4番の資源の状況でございます。まず、(1)のするめいかの資源状況ですけれども、宮城県沖で主な漁獲対象とされるするめいかは、冬季発生群となっております、令和6年度の国の資源評価につきまして、右の方に資源量の図を載せてございますが、資源量は2015年漁期以降、大きく減少に転じている状況でございます。続いて、(2)のやりいかの資源状況でございますけれども、こちら最新のもの、令和5年度の資源評価となっております、それによりまして、やりいか太平洋系群の資源水準は高位、資源動向は横ばいとされてございます。こちら資源状況が良い理由としましては、仙台湾周辺では従来からの来遊資源に加えまして、近年は仙台湾周辺海域でふ化した稚仔の新規加入により資源が増加し、高水準を維持するようになったと推定されてございます。(3)漁業者による自主管理という所でございますが、県小型漁船漁業部会のいかつり漁業委員会の方で自主調整方針を作成しておりまして、一日あたりの漁獲上限や箱詰め規格ですとか、きめ細かなルールを定めて操業しているところでございます。

次のページ、5ページ目を御覧ください。5番の許可の概要でございます。いかつり漁業につきましては、漁業の時期が県内船と県外船で異なっておりまして、県内船については6月から翌年の2月末まで、県外船については6月1日から翌年1月末までとなっております。船舶の総トン数は5トン以上30トン未満で許可または起業の認可をすべき船舶等の数は公示の際に別途定めるということで、次のページで説明させていただきます。漁業を営む者の資格につきましては、それぞれ県内、県外に住所を有する者としておりまして、岩手県の船については、宮城県漁協と岩手県漁連の間で結ぶ協定に参加するものとなっております。(2)の許可の有効期間につきまして、県内船は3年、県外船は1年となっております、県内船は昨年、一斉更新しておりましたので、今回は県外船のみとなっております。3番、許可の主な条件でございますけれども、下に記載してありますとおり、1番から4番の条件を設定してございます。6番の許可の対象ということで、(1)の許可枠の設定でございますけれども、いかつり漁業は、海況により漁場が広域に変動するというので、県をまたいで、出漁希望がありますので、行政間、業界間で調整の上、入会許可を出しているという状況でございます。今回は県外船についてですので、上から4番目のポツのところを御覧いただきたいのですけれども、県外船については、漁期前に行政間で出漁希望調査を行っておりまして、その結果をもとに県小型漁船漁業部会、いかつり漁業委員会の意見を聞いて、許可隻数を設定しております。

続いて、裏面の6ページ目を御覧ください。許可隻数の推移と令和7年漁期の公示枠案についてですけれども、1番の県内船につきましては、下の表とグラフのとおりとなっております、今回、県外船ですので、その下の2番県外船のところを御覧いただきたいん

ですけれども、こちらの表が各道県の許可隻数の推移を示してございます。右から2番目の列がですね、令和7年の案、そしてその右隣が、令和6年からの増減をお示ししております。上から順に、北海道と青森県は昨年と同様、12隻と20隻としておりまして、岩手県は許可枠20隻のところ、昨年より希望が1隻減りまして、1隻のみの出漁希望がございました。また、山形県からは新たに1隻の出漁希望がありまして、1隻の許可枠を設定しております。鳥取県、長崎県も昨年と変わらず3隻、2隻の希望が来ておりまして、合計では昨年と同様の39隻を公示案としてございます。(3)の公示枠のところを御覧いただきたいんですけれども、この出漁希望隻数調査の結果を基に、県小型漁船漁業部会いかつり漁業委員会の意見を聞きまして、近年、宮城県沖で漁場形成されにくいということで、県外船の操業実態はほぼなく、許可枠内の隻数であれば支障はありません、というような回答をいただきましたので、上記案のとおり、合計39隻ということで公示したいと考えてございます。

それでは資料2ページ目に戻りまして、制限措置等の公示の案でございます。2ページ目の表を御覧いただきたいんですけれども、先ほど御説明したとおり、許可または起業の認可をすべき船舶等の数について、岩手県が1隻、北海道が12隻、青森県が20隻、山形県が1隻、鳥取県が3隻、長崎県が2隻、合計39隻ということで公示をしたいというふうに考えてございます。表の下の2番、申請すべき期間でございますけれども、令和7年4月1日から5月9日までと考えてございます。

私の方からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○關会長

本田さん、ありがとうございました。

県から説明が終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。発言に際してはいつものとおりお願いします。どなたかございますか。

高橋(一)委員。

#### ○高橋(一)委員

今のね、許可をするというような、大体話し合いが行われているということですが、例えばですね、宮城県の船が今、長崎から北海道までありますよね。この各県に行った場合も、やはり宮城県の方にもこういうふうに認めてみてもらえますか、ということですが。

#### ○關会長

どなたかお答えできますか。菊池さん、お願いします。

#### ○事務局 菊池班長

ただいまの県外許可の、入会のお話だと思うんですけども、当県から許可している都道府県に関しましては、基本的に相互入会を基本としておりまして、当県で許可する船に関しましては、他県からもお互いに許可を発給しあうというような内容で許可の方を発給しているという状況でございます。

○關会長

わかりました。よろしいですか。

今のはこちらからその申請して、その県にこれから行くよというのを申告した上で、許可をもらうということになるんですね。

○事務局 菊池班長

ただいまの質問ですけれども、そちらの方は両県ですね、毎年許可を発給しあっているところもございまして、隻数等につきましては、毎年協議をしながら、その辺も決定しているというような状況でございます。

○關会長

こちらの漁業者から申し出がないと、それは始まらないわけですよ。

○事務局 菊池班長

毎年毎年、漁期前にお互いに、今年はどうしますかというような調査の方をしておりますので。

○關会長

わかりました。高橋（一）さん、ありがとうございました。他にございませんか。

私から教えていただきたいんです。今時になってこんな質問するの何かと思うんですが、3ページのグラフが3つございまして、するめいか、やりいか、いかつりとあるんですが、これ見ると、底びきにはやりいかもするめいかも若干かかっているようなんですね。そうすると、これは要するに、分布域が深い方に行くか何かして、釣りにはふさわしくない状態にあっているということなのかな、と思いましたが、この全然釣れなくなってる、このいかつりの、今回は、制限事項の決定ということになっているわけですね。底びき網の方は、何らの規定もないと理解してよろしいんでしょうか。

菊池さん。

○事務局 菊池班長

事務局の菊池です。

ただいま、会長の方から質問ありました底びきで取れているというような話に関しましては、おっしゃるとおりでございまして、分布域が、多分、海底の方に集まっているんじゃないかというようなところで、底びきでは取れるんですけども、いかつりの方では、なかなか漁獲が今、難しい状況というようなことでございます。

○關会長

そちらの方は制限ないですね。

○事務局 菊池班長

するめいかの方に関しましては、TACの方が設けられておりまして、その範囲内だと

いうところに対応しているという状況でございます。

○關会長

やりいかは大丈夫。

○事務局 菊池班長

やりいかの方は、TACが現状ないというところでございます。

○關会長

どうもありがとうございました。

他にございませんか。

なければ「知事許可漁業の制限措置（案）等について（いかつり漁業（県外船））」は県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和7年3月13日付け水振第961号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨、答申することといたします。

○關会長

次に審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について（くろまぐろ（大型・小型）、すけとうだら、するめいか、ぶり）」を上程いたします。県から説明をお願いします。日下課長、お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

それでは審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量について」、資料2を用いまして御説明させていただきます。

改正漁業法に基づく漁獲可能量、いわゆるTAC管理につきましては、その対象となる魚種ごとに国が全体の漁獲可能量を毎年度設定して各都道府県へ配分し、それに基づいて各県で知事管理漁獲可能量を設定するという流れになっております。今般、令和7管理年度のくろまぐろ、すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶりについて、漁獲可能量の配分が国から示されております。このうちぶりにつきましては、今年4月からTAC管理が開始されることに伴いまして、国から具体的なTAC管理を行うための参考となる数量が提示されております。国では、TAC対象魚種の追加に当たりまして、導入当初の柔軟な運用を図るためにステップアップ管理を行うこととしておりまして、採捕停止命令などを伴わない試験的な全国一括での数量管理から開始し、漁獲報告の体制整備や都道府県への配

分の試行など運用の検討を行いながら、3年間を目処に本格的なTAC管理の導入を図っていくものとなっております。県が知事管理漁獲可能量を設定する際には、海区漁業調整委員会の意見をお聞きするということが漁業法第16条で定められておりますので、本日御審議いただくものでございます。

詳細につきましては、担当から御説明申し上げます。

○關会長

杉田さん、お願いします。

○水産業基盤整備課 杉田班長

水産業基盤整備課杉田でございます。私の方から説明をさせていただきます。

資料をお開きいただきまして、1ページ目は今回お諮りする諮問文書になってございます。2ページ目を御覧ください。御審議いただく内容でございますが、宮城県資源管理方針に基づきまして、管理年度が4月から3月までになっている魚種、くろまぐろ、すけとうだら、するめいか、それからぶりについて令和7管理年度で受ける知事管理漁獲可能量、いわゆるTACを定めるものとなっております。2のTACの内容を御覧ください。国からの当初配分に基づきまして、くろまぐろにつきましては小型魚が68.2トン、大型魚が39.1トンとなっております。また、すけとうだら、するめいかにつきましては、いずれも現行水準。それから、ぶりにつきましては、10万1千トンの内数とするものとなっております。なお、くろまぐろにつきましては、前年度の当初配分と比べまして、小型魚につきましては6.7トンの増、大型につきましては16.5トンの増となっております。これは、近年の資源の回復状況を踏まえまして、昨年末に開催された国際会議において、日本のくろまぐろ漁獲枠が、大型魚は1.5倍、小型魚が1.1倍となることが決定されたことに伴いまして、本県の漁獲枠についても増枠となったものとなっております。

各魚種の詳細についてですけれども、まずくろまぐろにつきましては、7ページ以降に資料をつけております。8ページ目が、国からの当初配分の通知になってございます。9ページ目を御覧ください。こちらは、令和7管理年度の県内におけるくろまぐろ漁獲枠配分についての御説明になります。本県におきまして、くろまぐろにつきましては、その漁業者による自主的な協定によりまして、漁獲枠を個別配分するなどの手法によって、枠の適正な管理に努めているところでございます。令和7管理年度のくろまぐろTACの配分にあたりましては、太平洋広域漁業調整委員会の新規承認、新たに認められることになりましたので、こちらに配慮した調整を行うこととしてございます。小型魚につきましては、新規の配分を行わないということですが、大型魚につきましては、増枠となった16.5トンのうち、定置と漁船漁業からそれぞれ1.5トン、計3トンを抛出いたしました。新規の方の枠に当てる方向で検討しているところでございます。

ただ一方で、その新規承認者が何人になるかですとか、その新規の方、1人当たりの、枠の配分量についてこちら現在調整中ということで、当面この3トンについては、留保枠として扱うこととしてございます。

9ページの下から、10ページにかけましては、配分計算の詳細について記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に11ページを御覧ください。こちら知事管理漁獲可能量の設定変更時の手続きということで、このポンチ絵の下の黒ポツになりますけども、くろまぐろTACにつきましては、今回の当初配分の後、例年、5月から6月頃に国から追加配分がありまして、その際にも海区漁業調整委員会で御審議をいただいております。

一方で、それ以外にも、他県との融通調整ですとか、大型小型の交換ですとか、そういった枠の細かい変更が行われる場合がございますが、この際には、軽微な変更ということで、海区での審議を省略させていただいております。次の令和7年度についても、同様な扱いとさせていただきます。

参考といたしまして、12ページですけれども、こちらは令和6管理年度の漁獲枠配分調整と、消化状況になってございますが、ページの真ん中あたりにですね、枠の軽微な変更の履歴ということで記載してございます。令和6管理年度は、12月10日にですね、定置漁業の大型魚と、国で管理している、大臣管理区分の小型魚の交換がございました。1.7トンの交換ということで、それに基づく農林水産大臣からの通知が13ページとなっております。

くろまぐろについての説明は以上になります。

続きまして、15ページ以降には、すけとうだら太平洋系群とするめいかについての資料を付けております。16ページが農林水産大臣からのTACの配分通知になりますが、こちら、すけとうだらとするめいかについては、いずれも現行水準となっております。また、後ほど、別に御説明いたしますが、新しくTACの対象となりますぶりにつきましては、10万1千トンの内数として配分を受けております。次に、17ページを御覧ください。こちら、右側の二つのグラフにつきましては、宮城県知事管理漁業におけるすけとうだらとするめいかの漁獲実績と、全国に占める割合を示したものでございます。

それから、その下のグラフ下の箱囲いと米印の2ですけども、先ほどから申しております、現行水準というのは、以前の若干と同様に、漁獲量が少なく、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県に対する数量明示しない配分方法となっております。今回のすけとうだら、するめいかについては、いずれも全国に占める漁獲量の割合が非常に少ないということで、現行水準での配分となっているものでございます。それから、ページの左側につきましてはこちら、全国のTACと漁獲実績のグラフになっておりまして、黒いバーが全国の漁獲実績、これに対しまして、白いバーの国全体のTACの設定量は、十分な量があるということを示しております。

すけとうだら、するめいかについては以上となります。

次に19ページからは今回追加になります、ぶりについての資料になります。20ページをお開きください。こちらには国が進めておりますTAC魚種の拡大について記載しておりますが、改正漁業法におきましては、資源管理の推進にあたりまして、多く管理を基本とすることが示されております。国のロードマップでは、令和7年度までに漁獲量ベースで8割をTAC対象とすることを目標に、魚種を拡大していくのとされております。TAC魚種の拡大については、その優先度に応じて実施されていくこととなりますけれども、新たにTACを導入するにあたっては、ステップアップ管理という、課題等を検討しながら進めていくような方式が取られることとなっております。

このステップアップ管理につきまして、21ページに記載してございまして、TAC導

入当初の柔軟な運用のために、3つのステップに分けて進める方式となっております。今回ぶりで導入される最初のステップ1につきましては、試験的な管理手法ということで、漁獲情報の報告体制を整えるとともに、全国一括での通常管理を行うというものになっております。採捕停止命令などが行われずに、都道府県に対しては参考資料のみが提示されるということとなっております、このため今回の配分は、国全体の10万1千トンの内数という形で、配分されているということになっております。今後1年後にステップ2に進んだ後に、3年後のステップ3の段階で本格的なTACの量が開始されるという内容となっております。

20ページにお戻りいただきまして、1の黒丸の5つ目のところですが、TAC魚種につきまして、本県に関係するもので申しますと、昨年7月からまだら、今年の1月からはかたくちいわし太平洋系群が追加になっておりまして、今回さらにぶりが追加されるという状況となっております。次に、22ページを御覧ください。こちらのぶりのTAC管理開始ということで、漁獲ですとか、資源の状況についてまとめさせていただいております。まず1の漁獲の状況でございますが、日本全体では90年代に増加した後に、2000年代にはさらに増加で、2014年に過去最高の12.5万トンとなりました。直近の2022年のデータでは9.3万トンということで、比較的に高位で推移しているものと思われまます。2の資源の状況でございますが、左のグラフが年齢別の資源量になっておりまして、こちらは2009年から2017年に増加傾向となり、2017年に最高値を記録した後に、近年は減少傾向に転じているところでございます。右のグラフは黒丸が加入量ですが、こちらは、近年減少傾向にございます。また、白丸の親魚量についても近年減少傾向にあります、2022年については増加に転じているという状況になってございます。

23ページを御覧ください。ぶりのTAC設定の考え方でございます。詳しい説明については割愛させていただきますけれども、資源を持続的に利用するために必要な親魚の量を確保できるように、漁獲の圧力を調整するという考え方からTACを設定するという内容になります。令和7管理年度のTACは10万1千トンと定められているといった内容になります。ぶりについては以上となります。

2ページ目にお戻りください。3の今後の予定でございますが、本日承認をいただけた場合には、国への承認申請など手続きを順次行いまして、3ページから5ページ目に記載している内容で、3月28日を目途に公表したいと考えてございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○關会長

杉田さん、どうもありがとうございました。

県から説明を終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。何かありますか。

鈴木会長代理お願いします。

#### ○鈴木会長代理

3番鈴木です。

お聞きしたいんですけども、県の方で把握してると思うんですけど、青森県です、今回、大型が3割、小型が2割増トンされてるんですよ。あと合計で1,000ちょっとかな。それで宮城の場合10分の1が100トン足らずなんです。こうやってここで聞きたいのは、この9ページに書かれているとおり、新規の配分はなしとなってるんですけども、青森県では、小型ですよ、小型30キロ未満の魚を42トン、新規漁業者に与える、となってるんですよ。これでこの新規漁業者は何人いるのかというと、700名いるんですよ。確かに42トンでは足りないと思うんですけども、青森県でこういうことをやってるのであれば、宮城県でも今まで散々こう話題に上がってるとおり、混獲した魚を放流しろと。これ、ついこの間も25、6キロのまぐろかかって、死んでるんですけど、再放流してるんですよ。漁業者は。その中で県として、水産庁に掛け合って、やっぱり新規枠ですよ。定置にだけじゃなく、一般の漁業者でも与えるような措置をとってほしいというのが漁業者の要望なんで、県の方をお願いしたいんですけども。

○關会長

そういう要望だそうですが。

日下課長、お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

海面漁業、大変厳しい状況の中、くろまぐろをとりたいた。いっばいまぐろ増えているからというお話、お聞きしておりました。新規の配分につきましては、資源、今後の資源の造成を考えた場合ですね、やはり小型のはなるべく守ると資源を基本守るということを前提として考えるべきだというスタンスに立っておりまして、大型につきましては増枠分から一定量を新規の方にも配分するという考え方。一方小型については、繰り返しになりますが、その新規の方に与えることですね、漁獲の圧力をですね、高めることをしないようにですね、資源保護ということをまず前提として考えるということの視点に立って、こういうふうな配分に考えているところでございます。

○關会長

鈴木さん、よろしいですか。

○鈴木会長代理

あのね、課長の言うのは分かるんだけど、資源管理、うたっているんだったら大型じゃなくて、その枠持って既にやってる人にしたって関係するんじゃないの。とりたいたじゃないですよ。網にかかって邪魔なるから、それを処理するために売っちゃダメなのかっていうことを言ってるんです、漁業者は。これを新規でね、まぐろとらせろということじゃないんですよ。今、操業している漁業の中で、まぐろがかかったとき、再放流しろと。死んでるの海に投げたって何もならないと。これで今、この海の状況を見たら分かる通り、魚がとれない状況の中で、まぐろが規制入ってて、それでまぐろはかかると。その対処を漁業者に求めるのはおかしいんじゃないかということですよ、はっきり言ったら。ほんで青森県あたりだと、実際増枠して340トンですよ小型魚を、30キロ未満。こんなバカ

な話、ねえっぺや、漁師でいて、皆。それであと、これもちょっとした情報入ったんだけど、宮城県の定置網でも、場所によって大型魚と小型魚が入るところがあって、小型魚だけで仕事してるところがあるんですけど、そこも増トンしてもらおうような要請をするって言うてるんですよ、実際。

宮城県としてはどういうふうな考えを持っているのか。それと、9ページに書かれてるんですけど、定置網、漁船漁業ともに、漁業者による自主的な協定によって漁獲枠を個別配分しているとかっていう。これで県は関係ないんですか、じゃあ。県は入ってないっていうことなんですか。管理するのに。

○關会長

日下課長、お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

漁業者の皆様との協定結んでいただいているということですが、会議で、業者の方々の会議には我々も入りまして、その配分に関する考え方、アドバイスと言いますか、ベースの考え方をお伝えさせていただいております。

○鈴木会長代理

いや、なんだかこう、言い訳にしか聞こえないけども、とにかく今回はほら、これうちの方にも説明来てもらって納得はしてるんですけど、来期に向かってやっぱりこの枠を増枠して、ある程度漁業者がとれるようにしてほしいと思っていますんで、よろしく願います。

○關会長

そういう希望だそうですが。  
どうぞ。

○水産業基盤整備課 日下課長

引き続きこれについては、これで終わりというような管理の方法っていうのはなかなか難しいと思いますので、引き続き、協議させていただければと思います。よろしく願います。

○關会長

よろしいでしょうか。他にございませんか。  
大江委員お願いします。

○大江委員

7番の大江です。今、くろまぐろに関して代理と、かぶるところあるんですけども。前回の、3. 何トンという配分が、中部が3艘の北部が17だけ、その説明が報告事項だったんだけど、その中身っちゅうのは漁業者と県と会合を持って決めたものなのか県独自で出

したものなのか。うちの方でも漁船漁業と養殖もやってる奴らもいるんだけど、支所に言ったら、あなたは養殖もやってるからもうだめだと。あと、その中で、直接に私に電話来てね。海区でそういう説明があったらしいんだけど、漁船漁業部会とかで、そういうのはないって言われたんだけど。あと今後、例えばその増枠分が増えた時に、今言ったとおり隻数を増やして欲しいと。かなりのくろまぐろを海に捨ててると。だからそのトン数も、5トン未満がダメなのが、今はその近海までもまぐろどんどん来てる。5トンの船でも十分取れる位の、もう来てんですよ。で、さっきも言ったように刺し網にもかかるしね、かなりのまぐろを海に捨ててると。だから少しの数量でも構わないから、隻数を増やしてほしいと。例えば来年3トンから5トンとか。誰かわかんないですけど。増えた時に、少しでも、こう捨てるよりね。売りたいんだと。そういう漁業者からの要望です。

○關会長

強い要望があるようですが。課長、お答えできますか。

○水産業基盤整備課 日下課長

すみません、隻数の配分については、おそらく新規の、その隻数のことをおっしゃってるってこと。そうですね。新規の配分のこと、私たちの課の方で、わからないんですけども。ただ、先ほどの鈴木副会長の話にもありますように、その、捨ててる状況ということでは、それは、管理の上では決して好ましいことではないので、さっきの回答とかぶりますが、その対応をより現実にご即していくにはどうやって行ったらいいのかというのは、すみません、考えさせていただければと思います。お話ししながらより良い方法に行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○關会長

どうぞ、阿部課長。

○水産業振興課 阿部課長

クロマグロの新規承認の考え方でございますが、まず、その新規対象者をですね、県内の漁業協同組合の方に説明会を開いて、今回の対象者の優先順位はこうですよという形ではアナウンスはしておりました。ただ、県小型漁船漁業部会の方には話はしておらず、県漁業協同組合の支所、本所も含めて、説明会を開いてございます。その中で、まずはその国が、新規を受け入れるっていうふうに決めてですね、その申請までの期間が本当に短い時間でございます。ただ、その中で、国は申請した分はすべて受け入れるっていうような方向だったんですが、宮城県ではまずはどれくらいの希望があるかということで、アンケート調査を行いました。

それで100隻ぐらいは出てきましたが、その100隻をそのまま承認した場合に、仙台湾なり牡鹿半島以北でそういうその小さい船、大きい船も入り混じって操業するとなると、新たな操業トラブルの発生もあるし、つかまえたくろまぐろをどういうふうに宮城県で管理できるかという部分の整理も必要だということで、まずは僅かな配分量でしたので、今回は今までやっている人を制限しながら資源管理に努めてきた（小型）定置なり流し網

なり、沿岸の小型まぐろ既存の方をまずその漁業として成り立つようなですね、形にすべきじゃないかというふうな考えでございました。それで、その100隻のうちからくろまぐろとれないさめをとっている人とかをですね、優先順位を高くして、申請を絞ってきたという経過がございます。その中で中部が4隻だか5隻、北部が10何隻かできましたが、その中でも、過去にやってるかとか、実際やってるかっていうのはまだ精査しているところなので、今回については、そういう形で進めさせていただいております。

その次にですね、今度、広域漁業調整委員会の承認漁業という形で国が管理していますが、将来的にはおそらく都道府県の方に知事許可漁業ということで、管理がこう降りてくることが検討されております。その際に、じゃあ、その宮城県でいくぐらいその枠があるか、新たなその枠が追加なるかって、その辺の配分を既存の漁業者の人と、新規のひと、どう配分するか。適切な隻数はどれくらいに絞った方がいいのかとか、あとは操業海域をどうするかとかですね、そういった部分も検討しながら整理していかなければならない漁業と考えてございます。引き続き、新しい漁業なので、既存の漁業者、漁船漁業者の操業に影響しないような形で整理していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えてございます。

○關会長

どうもありがとうございました。  
どうぞ。

○大江委員

だから今、説明のようなやつをね、してほしかったって。今後こう、いろいろ変わっていく中でね、みんなで協議して、いろいろなルールも作れるし。もう組合に言ったらあなたはダメですって言われて終わりだって。どこでどうなってんだかさっぱりわからないって。そういうことです。よろしくお願いします。

○關会長

はい。どうもありがとうございました。  
他にございませんか。どうぞ。

○鈴木会長代理

要望なんですけど。

水産庁の担当の方を呼んでほしいんですよ。漁業者に説明してくれって呼んでほしいんですよ。ほんで県も出てもらって、やっぱ漁業者の意見をじかに吸い取ってもらいたいってことがあるんで、今年中になんとかその調整をしてもらって、漁協でいいですから、漁協に集めて、漁業者を集めますんで、その説明をちゃんと明確にしてくださいっていうことを頼んでください。

そうしたら、県の方でも動きやすいと思います。水産庁に振っとけばいいんだっていう感覚でやればいいんじゃないんですか。県の人たちが一生懸命やってたのはわかるんですけども、結局、大元の水産庁が動かないことには何もならないということなんですから、

やっぱり説明義務はあると思うんですよ、国としての。それを県の方に丸投げしないように、やっぱり、漁業者に対してちゃんと丁寧な説明をしてくれということを要望したいんで、県の方からお願いします。

○關会長

そういう要望だそうですけども。どうでしょう。阿部課長。

○水産業振興課 阿部課長

枠の増加にかかる水産庁への説明の話なのか、承認くろまぐろを承認できる部分なのかってというのは、どちらになるか。

○鈴木会長代理

あのですね、説明会なんだから、全体を説明してもらおうということなんですよ、要は。なんで取っちゃダメなんだ私たちは、と。じゃ、起業してやってる漁業者はいいのかと。まぐろの許可があればいいのか、そういうことをやっぱり話していかないとらち明かないと思うんですよ、一方通行で。だから許可をくれとか、新規増枠を増やせとかってというのはまだ二の次であって、そういうなんで国としてはこういう説明するんだってということなんですよ。

○關会長

阿部課長、お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

そういう意味であれば承知しました。国と相談しながら、時期を見て、検討します。

○鈴木会長代理

県の方、指導部の方に連絡もらえれば、全体的に集めて、そこで話すってことです。

○關会長

よろしいですか。他にございませんか。

それでは、なければ、「宮城県知事管理方針に係る知事管理漁獲可能量について、くろまぐろ（大型、小型）すけとうだら、するめいか、ぶり」は県から諮問のあったとおり、原案通りで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

よろしいですね。

ありがとうございます。異議なしと認め、令和7年3月21日付け水整第334号により諮問のあったこのことについては原案どおりで差し支えない旨、答申することとします。

○關会長

次に審議事項(3)「宮城県資源管理方針の変更について」を上程いたします。県から説明をお願いします。日下課長、お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

審議事項(3)「宮城県資源管理方針の変更について」でございます。資料3で御説明申し上げます。

漁業法に基づき都道府県が策定する資源管理方針には、対象となる魚種ごとに、資源管理に関する基本的な事項を定めることとされております。

今回の変更は、今年4月からTAC管理が開始されますぶりについての内容を追加するものでございます。県が資源管理方針を変更する際には、海区漁業調整委員会の御意見をお聞きするということが、漁業法14条で定められておりますので、本日御審議いただくものでございます。詳細につきましては、担当から御説明申し上げます。

○關会長

杉田さん、お願いします。

○水産業基盤整備課 杉田班長

水産業基盤整備課の杉田でございます。

資料をお開きいただきまして、1ページ目が今回お諮りする諮問文書でございます。2ページ目をお開きください。ページ真ん中から少し下の黒ポツの部分になりますが、新しい漁業法に基づきまして、資源管理に関する基本的な事項につきましては、公的規制か自主的管理かを問わずに、国の資源管理基本方針及び都道府県の資源管理方針に定められることとなっております。資源管理方針には対象魚種ごとに、資源管理の詳細、資源管理に関する基本的な事項を別紙として定めるものとなっております。2の本県の移行状況というところですが、現在のところ、県の資源管理方針、それから公的規制であるTACの対象種11種類についての別紙の1の1から1の11、それから自主的な資源管理である、資源管理協定対象の沿岸魚種10種類に関しまして、別紙の3の1から3の10、こちらについて策定済みとなっております。

それで今回、ぶりがTAC対象種となるということで、別紙1の12を追加するものでございます。

ぶりにつきましては、先ほど御説明しましたとおり、ステップアップ管理ということでTACがスタートしますけども、3ページ目に、国の方から、そのステップアップ管理の場合の別紙の、参考作成例が示されているということで、こちらをベースに作成した案が4ページになってございます。4ページ。第2の「知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」になりますが、1「宮城県ぶり漁業」として一括の管理となります。で、対象とする漁業は、ぶりを採捕するすべての漁業としてございます。それから、1

(2)「漁獲量の管理の手法等」でございますが、ぶりにつきましては、具体的な数量配分に基づく管理となる見込みになっておりまして、漁獲量の総量の管理とするものとしてございます。それから、第5、一番下ですけれども、その他の事項というところで、先ほど御説明しましたステップ管理を行うものとしておりまして、第4の「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」におきましては、必要に応じて漁獲努力量による管理を合わせて行うこととし、ステップアップ管理のステップ3、本格的なTACの運用の取組を開始するまでに検討することとしてございます。5ページ目以降は新旧対照表と改正前の県の資源管理方針となっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

2ページ目にお戻りください。3の今後の予定でございますが、本日御承認をいただけた場合には、国への承認申請などを順次行いまして、3月28日を目途に公表したいと考えてございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○關会長

杉田さんありがとうございました。

県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ありましたらよろしくお願ひします。

ありませんか。

特にないですか。

なければ、「宮城県資源管理方針の変更について」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和7年3月21日付け水整第335号により諮問のあったこのことについては原案どおりで差し支えない旨、答申することとします。

— 審議事項終了 —

【協議事項】

○關会長

次に協議事項に移ります。

協議事項(1)「宮城海区漁場計画の変更(素案)について」を上程します。県から説明をお願いします。

阿部技術主任主査。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

水産業振興課の阿部でございます。

協議事項（１）「宮城海区漁場計画の変更（素案）について」ということで、資料４を用いて説明させていただきます。

１枚おめくりいただきまして、１ページの方を御覧ください。概要でございますが、こちらの漁場計画の変更素案につきましては、昨年１２月の海区委員会におきまして報告させていただいた女川の変更計画に関する協議事項となっております。概要といたしまして、令和５年度に行った漁業権の一斉切り替えにおきましては、漁場生産力の発展と水面の総合利用を図るため、主に区画漁場におきまして、漁場の統合や大区画化を促進するとともに、貝類養殖や藻類養殖の養殖種の集約化など、海洋環境の変化や未利用漁場の有効活用に向けて、柔軟に対応にできるようにしてきたところでございます。

一方、宮城県漁業協同組合女川町支所内におきましては、平成３０年度に免許されました区画漁業権を基に、出島架橋工事に係る漁業補償の協議が進行していたことや一部支部間の区画漁業権の行使上の調整が整わない漁場があったということで、これらの課題が解決した後に変更を行うこととしてございました。

今般、出島架橋工事に係る漁業補償の内容につきましては、履行が完了いたしまして、さらに区画漁業権の更新に係る調整も整ったことから、宮城県漁業協同組合女川町支所の区画漁業権の変更を予定してございまして、本日「海区漁場計画の変更（素案）」につきまして、協議させていただくものでございます。

２の「海区漁場計画変更（素案）の概要」でございます。こちらです、１２月の委員会の時に報告させていただいた内容と同じになるんですけども、漁業の種類といたしまして、区画漁業権となっております。漁業権者は、宮城県漁業協同組合となっております、女川町支所が所管してございます。現在、女川町支所に設定されている漁業権は６８件ございますが、そのうち変更予定の漁業権は、２５件となっております、そちらの２５件の変更概要というものを、（３）の表の方にまとめてございます。変更の概要につきましては、前回報告させていただいた内容と同様ですので、割愛させていただければと思います。

続きまして２ページの方、御覧ください。３の「利害関係人からの意見聴取の結果」についてということで、前回協議させていただいた後に、パブリックコメントを実施してございます。こちらは漁業法が改正されたことに伴いまして、新たに必要となったステップでございますが、宮城海区漁場計画ということで公表いたしまして、２月１３日から３月１３日までパブリックコメントという形で実施しました。その結果、意見等の提出はございませんでした。また、併せまして、４の「関係機関との公益協議」ということで、こちら現在です、（１）にあります海上保安部及び（２）にあります、土木部との間で事前協議を行ってございます。海上保安部との協議については、標識と船舶航行上の支障の有無などについて協議してございます。（２）の土木部との協議につきまして、同様に船舶航行ですとか、あとは、港湾関係工事の支障の有無などについて協議を行っているところでございます。これらが行われた後のスケジュールということで、５の方に今後のスケジュール、記載してございますが、資料の３ページの方に、より詳細なスケジュールを掲載しておりますので、３ページの方御覧いただければと思います。上から下にです、変更の手続きまとめてございまして、本日が４にあります海区委員会の協議の部分になります。あと併せましてです、年度変わりますが、４月中旬頃に引き続き、海区委員会の方への諮問

を予定してございます。その諮問が終わりました後に、5のところなんですけれども、5月中旬頃に公聴会を予定しております、その公聴会の結果を踏まえて、6ですが、海区委員会から答申をいただくという予定となっております。この答申を受けまして、6月末に漁場計画の決定及び公表を行うと同時に、免許の申請を受け付けるというような形になります。その後ですね、適格性審査ということで、申請いただいた内容につきまして、また再度、海区委員会の方にお諮りした上で、10月からいわゆる免許更新をしてまいりたいというふうように考えてございます。

続きまして、4ページの方、御覧ください。こちらが漁業権変更概要図ということで、今回変更を予定している女川町支所の変更の漁場図ということでまとめてございます。赤枠で示されているところが今回変更の対象となっている漁場となっております。内容につきましては、こちらも12月に説明させていただいた内容と同様となっておりますので、説明については割愛させていただきます。5ページ以降が具体的な漁場計画の変更の素案ということで、表の方に、変更の内容を詳細に記載したものがございます。こちらについて、今後また諮問なりさせていただければというふうに考えてございます。こちらは後ほど、内容を確認いただければと思います。

私からの説明は以上です。

#### ○關会長

阿部さんどうもありがとうございました。

県からの説明終わりましたので質疑に入ります。御質問、御意見等ありましたらお願いします。

前回、協議していますからね。

よろしいでしょうか。

御質問等なければ協議事項(1)「宮城海区漁場計画の変更(素案)」についてはこれまでとします。

#### ○關会長

次に協議事項(2)「知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取扱いについて」を上程します。県から説明をお願いします。阿部さんお願いします。

#### ○水産業振興課 阿部技術主任主査

水産業振興課の阿部です。引き続き、協議事項(2)「知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取扱いについて」、資料を用いて説明させていただきます。

1枚おめくりください。1ページ目の概要でございますが、宮城県漁業調整規則の14条に関する規定について御協議いただくものとなっております。こちらの14条でございますが、知事が許可する漁業の許認可に関する条文となっております。続きまして、2番目の継続の許可及び承継の許可でございますが、(1)の「継続の許可」、こちらにつきましては、許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について、許可を申請した場合に、許可を継続できる制度となっております。こちらですが、許可の有効期間が満了する際、同じ船舶について、許可も申請

をすれば、引き続き次の有効期間も同様に許可を継続できる制度となっております。こちらの制度は漁業法の改正に伴い、本県の規則にも加わったものですが、大臣許可漁業のように隻数、船舶の隻数の調整が必要ない漁業を前提とした制度でございまして、この継続の許可の対象漁業とすることで、知事許可漁業であっても、現在許可を有している船がそのまま許可を継続できるものとなっております。

一方、本県の知事許可漁業につきましては、有効期間が満了する際に、本日もいかつりで行った手続きと同様になりますが、漁業種類ごとにですね資源状況や操業実態等を考慮しまして、許可すべき隻数などを制限措置といった形で新たに公示して申請を受け付けていくことになりましたので、これまでこの継続の許可については、本県で特に定めてございません。

続きまして、(2)の承継の許可でございしますが、こちらは許可を受けた者から、当該許可にかかる船舶を使用する権利を取得して、当該許可にかかる知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について、知事許可漁業の許可等を申請した場合に、許可を承継できる制度となっております。こちらは許可の有効期間中に、現在許可を有している者から他の者にその許可を承継できる制度となっております。参考といたしまして、四角のですね、枠の中にですね、本県の規則を抜粋してございます。継続の許可または起業の認可等ということで、第14条に規定されておまして読み上げさせていただきますが、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可の内容が従前の許可または起業の認可を受けた内容と同一である時は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可または起業の認可をしなければならないとなっております。1号といたしまして、許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ）となつてまして、受けた者が、その許可の有効期間の満了日到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請した時、2から3号は省略いたしまして、4号、こちらが承継の許可になりますが、許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続または法人の合併もしくは分割以外の自由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可または起業の認可をした時となっております。こちらは法改正に伴う新たな許可手続きの運用がスタートして4年ほど、本県も経過するんですけども、この14条の方にかかる知事が指定する漁業を定めまして、より柔軟な許可の運用を図ってまいりたいということで考えてございます。

そちらが3の方にありまして、「継続・承継の許可を認める漁業の候補」となります。まず継続の許可でございしますが、改正漁業法の施行後、本県の知事許可漁業は、有効期間満了の際に、その都度ですね、制限措置を公示する手続きを行ってまいりました。今後も、資源状況や操業実態等を考慮して、許可すべき隻数をきめ細かく定めて運用することが望ましいと考えられますので、継続の許可の対象とする漁業は指定しないというふうに考えております。続きまして裏面の方を御覧ください。(2)の承継の許可でございしますが、こちらはですね、現在、承継認められているのが、許可を受けた方が、死亡した場合、相続人等への承継に限られてございまして、より柔軟な許可の運用を図るため、現在対船許可を行っている漁業を承継の許可の対象とすることを検討してございます。想定される承継の事例といたしまして、ポンチ絵でございますが、例えば親子承継ということで、その事業を親

から子に承継する場合ですとか、また、許可受給者の法人化ということで、個人経営されていた方が法人経営に法人化されるというようなケースがございますので、こういった場合に引き続きですね、その許可が承継されるような形で運用してまいりたいというふうに、考えてございます。

4の「継続の許可及び承継の許可の運用について」ということで、次のとおりですね、知事が指定する漁業を公表して、運用してまいりたいと考えてございます。先ほど御説明したとおり、継続の許可につきましては定めないとしておりまして、(2)の承継の許可ですが、承継の許可の対象とする漁業ということで、こちらは基本的にはですね、対船許可を行っている漁業、現在免許を行っている漁業ということで、海面ですと、小型機船底びき網漁業、固定式刺し網漁業、火光利用敷網漁業、機船船びき網漁業、すくい網漁業、いかつり漁業、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業ということで、これらの対船許可を行っている漁業につきまして、承継を認めるということで、運用してまいりたいというふうに考えてございます。

説明については以上となります。

#### ○關会長

阿部さん、どうもありがとうございました。県からの説明終わりましたので質疑に入ります。質問等ございましたら、お願いします。

どなたがございませんか。

どうぞ。鈴木会長代理、お願いします。

#### ○鈴木会長代理

今の説明はちょっと分かったんですけども、ちょっと聞きたいんですけども、例えば刺し網の許可ですね。これで七ヶ浜支所に例えば30あると。ほんで1人辞めるために1つ枠が減ったと。それを支所内で保管することは可能なんですか。

#### ○關会長

どなた、お答えできますか。

阿部さんでよろしいですか。

#### ○水産業振興課 阿部技術主任主査

水産業振興課の阿部でございます。その許可につきましては、こちらが想定している承継の許可は、対船許可を想定しておりまして、例えば、その免許を受けている方が、七ヶ浜支所に所属されている方の中で、漁業者ということで、その個人の方であれば、基本的にはその制限措置という形で隻数が上限が決まっておりますので、その中で運用していく必要がございます。一人辞めて、辞めた方の船を別の方が承継するというような手続きを行えば、その隻数の中で、新しい方にその許可をつないでいただくことは可能ということで考えてございます。

○鈴木会長代理

いや、そういうのちょっとおかしいんじゃないのかな。だって結局、新規枠で出さないっていう中で、七ヶ浜で、例えば後継者が辞めた。辞めたって、この既存の漁業者が辞めて一つ増えたよね。その場合、次に出てくるまで保管できないのかっていう意味であって、県のこのやつはちょっとおかしいと思うんだよね。結局新しく出ないものを出せとは言えねえんだから、既存してある七ヶ浜にある枠の内ですら、枠内で七ヶ浜支所で管理すればいいんだと思うんだよね。そういうことができないの。

○關会長

どうぞ。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

水産業振興課の阿部です。先ほど委員から御指摘いただいた、その隻数調整の部分につきましては、例えば刺し網ですと、宮城県漁業協同組合の方とかですね、その関係する漁協さんの中で隻数調整というものが行われて、許可すべき隻数を、我々県の制限措置の案として、作成していきますので、その中でどういうふうな運用されていくかっていうものは、その漁協さんなり、その支所さんの中で、御検討していただければというふうに考えてございます。その隻数については、今回、継続の許可の対象としないということにして、有効期間が満了する都度ですね、新たにその隻数調整ということが行われますので、その中でより良いですね、隻数を調整していければというふうに考えてございます。

○關会長

どうぞです。

○鈴木会長代理

いや、言うことは分かるんだけど、隻数を増やすとかそういう問題じゃなくて、今既存してある枠の中で、その各支所で扱っちゃダメなのかっていうことなんです。だから、例えばここで七ヶ浜で2つも3つも、例えば辞める人がいて、その枠が宙に浮いたと。例えば中部だ、北部で欲しい人には回るっていうことになるわけでしょ、これが。これで例えば七ヶ浜支所になって、今度は新しく若い人たちが出てきた場合、刺し網がしたいと、だけど許可はもらえないとなった場合、大変だから支所内でこの保管することが可能なのかっていう意味であって。

それであと、こういう刺し網に限ったことじゃないんですけども、これありますよね、他の漁業にも。この支所で扱って、支所の中で持つっていう枠が。

○關会長

どうでしょうか。お答えできる方いますか。

阿部課長、お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

今のルールで行けば、ですね、毎年毎年、各支所からの全隻数を確認して上限隻数を決めて申請を受け付けるというような形にルールとしてはなっております。ただ、この中で、例えば刺し網とかすくいとか、船びきとか、その許可の運用をどうしていくかという部分は一律ではないという形でも、運用していてもいいと思うんですよ。なので、一律で、その刺し網は支所の枠として確保していいんだよねっていう部分については、ここではそういうふうなルールになってないので、まずはそれは整理していくべきものでございます。なので、その県漁協の中の、例えば刺し網、仙台湾の刺し網部会の中で、この刺し網、仙台湾の刺し網を、今後そういったその一人減った時にどう運用していくかっていう部分をまず検討してって、みんな同じその合意のもとで許可の隻数運用を、なんですかね、取り決めていくっていうかですね。そういうその手順が必要だと思います。今までは、すくいであれば、県漁協で何隻、何隻、何隻とかっていうのは、そういった枠の設定はございましたが、今のルールではそういう部分にはなっていないんですが、ただそれを整理していくという部分は必要になってきます。

○關会長

つまり、今までそこの協議がなかったわけですね。

○鈴木会長代理

今、課長の言うことは分かりましたけれども、こういうのは、だから許可出す前にそういうふうなことを整備しておかないと、結局今回みたいなことになるわけですよ。だって今まで、ここに表浜出身の千之さんがいるんですけど、そちらの方には貝桁の許可があるわけですよ、宙に浮いて一つ。そういうのを認めて、刺し網は認めないっていうのもおかしいことであって、今後こういうもう書き換えになる前にですね、そういうの検討して、こういうルールはこうにしましょうとかっていうのを検討してほしいなと思っているんです。今回の内容に、よろしいですか。

○關会長

阿部課長、お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

漁業法が改正になって、今までのそのルールとルールに対して取り扱いが変わってきているのが今の状況なので、それはまた一つずつ、許可漁業の取り扱いについては整理していく必要があると思いますし、仙台湾のこの小型漁船部会、あとはその県小型に、牡鹿半島以北の県小型漁船漁業部会の中でそれぞれの各部会の中でそれぞれの漁業の実態にあったルールを、運用を整理していければというふうに思います。

○關会長

どうもありがとうございました。

その他、御質問はありませんか。

なければ協議事項（２）「知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取

扱いについて」は、これまでとします。

○關会長

次に協議事項（3）「令和7年度海区漁業調整委員会開催計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。瀧上さんをお願いします。

○事務局 瀧上主事

事務局の瀧上です。私の方から資料6番「令和7年度海区漁業調整委員会開催計画について」、御説明させていただきます。

1枚開いていただいて、こちらが、令和7年度の宮城海区漁業調整委員会の開催計画の案となっております。来年度から委員会委員の委員が、また改選されるということで、4月1日のまず一発目ですね、こちらについてはまず議事の会長の互選などですね、席次の決定など、必要な諸々について決定していくような形となります。また併せて、公聴会がですね、5月に行う予定というふうになっておりますので、公聴会の日程の取り決めでしたり、先ほどの協議事項であった海区漁場計画の変更案についての内容についての公聴会というところで、やっていくような形となっております。そして、2ページ目が、後半の部分となっております。

そして参考といたしまして3ページ目と4ページ目ですね。こちらが令和6年度の宮城海区漁業調整委員会開催実績の一覧表となっております。今年度の海区委員会の第9回を行った海区委員会ですね、の内容を記載してございます。内容といたしましては、次の資料7番の第23期委員の引き継ぎ事項の中にも入ってくる内容となっております。

説明は以上でございます。

○關会長

瀧上さん、どうもありがとうございました。

県からの説明終わりましたので質疑に入ります。何か御質問ありますか。

なければ協議事項（3）「令和7年度海区漁業調整委員会開催計画について」はこれまでとします。

○關会長

次に協議事項（4）「第23期委員への引き継ぎ事項について」を上程します。事務局から説明をお願いします。瀧上さん。

○事務局 瀧上主事

事務局の瀧上です。資料7番「第23期委員への引き継ぎ事項について」、引き続き説明させていただきます。

まず、開いていただいて、まず初めに引き継ぎ事項の目次の部分について記載しておりますので、1つずつ説明させていただければと思います。まずめくっていただいて、1ページ目から8ページ目、9ページ目までがこちらが4年間の海区委員会の今回の22期委員さんの行ってきた海区委員会の開催の一覧表となっております。特筆する部分として

は、令和5年度に、漁業権の一斉切り替えも行っていたというところでした、5年ごとの切り替えとなっておりますので、令和5年度の次は、次回の任期の委員さんとしては令和10年のですね、委員会の中で、漁業権の一斉切り替え、また更新の時期とくるような形となっております。

続いて、10ページ目から11ページ目ですね。こちらが、先ほども御説明させていただいた、令和7年度の開催計画となっております。

続いて、今度は委員会指示の内容に入ってきます。12ページ目からですね。まず初めに、定置漁業の保護区域に関する委員会指示ということで、指示期間としては令和5年の9月1日から令和10年の8月31日までとしております。指示の種別といたしましては、定置漁業権として免許されている34ヶ統の大型定置周辺に保護区域を設定し、定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業・遊漁や定置漁業の魚道を遮断もしくは魚群を散逸させる行為を禁止しているものとなっております。

続いて13ページ目ですね。委員会指示といたしまして、秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示でございます。こちらは制限期間が令和6年6月1日から令和7年の1月31日までとなっております。指示の種別といたしましては、承認制となっており、規制区域において秋さけ固定式刺し網漁業を操業しようとするものは、使用漁船ごとに委員会の承認を受けなければならないものとなっております。これまでの経過として、平成17年度から指示に基づく承認漁業に移行したものとなっており、承認隻数と着業隻数、漁獲量などの、これまでの経過の方を、記載しているような格好となっております。課題等といたしまして、承認隻数の管理として、今まで3中2として管理していたものについて、令和5年度に、承認隻数と同数を承認の上限と改め、令和5年度に承認を受けたものを承認対象としたものとなっております。その他、承認制度の見直しなどを挙げさせていただいております。そして、14ページの隣のページには、この秋さけ固定式刺し網漁業に関する操業区域を記載しております。

続いて15ページ目がまだら固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示となっております。制限期間としては、令和7年1月1日から令和7年2月28日までとなっております。こちらは届出制となっており、石巻市網地溝波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面において20トン未満の動力漁船を使用して当該漁業を操業する際には、委員会へ届出しなければならないものとなっております。平成20年より海区委員会の届出制となっておりまして、届出隻数の推移実績の今までの流れ、経過と、経過を記載しているものとなっております。課題といたしましても、操業実態の把握が課題となっております。続いて16ページ目には、こちらのまだら固定式刺し網漁業の操業区域を記載しております。

続いて17ページ目です。仙台湾流し網漁業等の制限に関する委員会指示となっております。制限期間といたしましては、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとなっております。こちら届出制となっており、金華山山頂真南の線以西の仙台湾において、流し網漁業、はえ縄漁業及びはも胴漁業を操業する際には、委員会へ届け出をしなければならないものとなっております。直近の経過といたしまして、宮城県地先海面における操業区域番号図の作成でしたり漁獲成績報告書の見直しなどを行っているものとなっております。また、こちら同様に、届出隻数と着業隻数の推移、漁獲の状況などについて

て流し網漁業、はえ縄漁業、はも胴漁業について、それぞれ記載しているものとなっております。課題といたしましては、こちらについても操業実態の把握でしたり、最近仙台湾で増加しているとらふぐはえ縄漁業についての対応についてルール周知などについて課題となっております。こちらにつきましても、19ページに操業区域の番号図の方を記載してございます。

20ページ目です。こちらがかご漁業の制限に関する委員会指示となっております。制限期間といたしましては、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとなっております。こちらにつきましても、届出制となっております。宮城県地先海面において、1トン以上20トン未満の登録漁船を使用して当該漁業を操業する場合には、委員会で届け出なければならないものとなっております。令和元年5月から本県地先海面におけるかご漁業を委員会指示に基づく届出制としておりましたが委員会指示発動当初より制限期間を4月から3月としていたものについて、仙台湾における流し網漁業との一体的管理を図るため令和5年度より制限期間を段階的に見直すこととし、令和7年度漁期からは1月から12月で発動することとしております。こちらについても、届出隻数など、経過について記載してございます。また、課題等に関しても、操業の把握としてあげさせていただいてございます。そして、21ページにも同様に操業区域の番号図の方を記載してございます。

続いて22ページ目ですね。こちらが仙台湾における水産動植物の区域設定に関する委員会指示となっております。制限期間といたしましては、令和6年12月1日から令和7年4月30日までとなっております。指示の、指示の内容といたしましては、仙台湾の保護区4か所について、制限期間中は、すべての水産動植物を採捕してはならないものとしてございます。先に開きますと23ページ目の方にパンフレットの方を載せてございまして、こちらの図の範囲について採捕の禁止を求めているものになります。直近といたしましては、仙台湾におけるまこがれい漁獲量の減少とスイムシの食害の拡大を受けまして、令和5年度から保護区Cの位置を福島県との県境付近へ移設するものとなっております。取組の成果としては、まこがれいの産卵場所及び産卵期間を保護し、資源を回復するための取組であり、一定の成果があると思われるものとなっております。また一方で、近年は一貫した減少傾向であることから、水技センターでは、まこがれいの減少要因を明らかにするための調査を引き続き実施することとしているような経過となっております。委員会指示については以上でございます。

続いて24ページ目からが、隣県海区との漁業調整委員会交流会対応要領となっております。今までの交流会の際にも御説明させていただいた通り、委員会、本委員会における、福島海区さんと、岩手海区さんとの交流会の内容について、相互理解を深めるため双方の海区で抱える共通課題等について、有意義な意見交換を行うものとなっております。こちらについても、引き継ぐものとする予定でございます。25ページ目が、今期の対応体制、そして26ページ目が交流会の開催経過の直近のものとなっております。そして、27ページ28ページがこちら岩手県のものになりますが、相互入会している漁業のこれまでの調整結果について、記載してございます。

続いて29ページ目がですね、こちらが全国海区漁業調整委員会連合会についてのものとなっております。来年度からの第18期については、宮城県が理事を務めるものとな

っております。今までの通常総会や東日本ブロックへの参加に加え、会長に関しましては、理事会の出席も追加で、来年度は参加していくようなものとなっております。30ページ目には東日本ブロックの輪番表でしたり、31ページには全国海区漁業調整委員会の会則とその他活動内容について記載しております。

また、参考と、その他の引き継ぎ内容といたしまして、宮城県漁業規則の一部改正についても32ページに記載しており、その他漁業権の変更について33ページに記載しています。これらの内容についてが第23期の海区委員への引き継ぎ内容でございます。

説明については以上でございます。

#### ○關会長

瀧上さん、どうもありがとうございました。

何か御質問ございますでしょうか。特にないですか。

なければ協議事項(4)「第23期委員への引き継ぎ事項について」は、これまでとします。

— 協議事項終了 —

#### 【報告事項】

#### ○關会長

次に報告事項に移ります。報告事項(1)「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について」を上程します。県から説明をお願いします。

本田さんお願いします。

#### ○水産業振興課 本田技師

水産業振興課の本田でございます。私の方から報告事項(1)につきまして、資料8を用いて御報告させていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。こちらが報告内容の概要についてまとめた資料でございます。1番「資源管理の状況等の報告について」ですけれども、令和2年12月に施行された改正漁業法におきまして、漁業権者は漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況、漁場の活用状況等を年1回以上知事に報告するよう定められてございます。また、知事は報告を受けた事項について、年に1回以上、海区漁業調整委員会に報告するということになってございましたので、本日、令和5年度分について御報告させていただきます。

2「報告対象について」ですけれども、対象期間につきまして、定置、共同漁業権は令和5年4月から令和6年3月まで、区画漁業権は養殖品目で分けておりまして、ほたてがい以外については9月から8月まで、ほたてがいについては4月から3月までとしてございます。(2)の報告内容につきまして、下記に記載してございますが、資源管理に関する取組の実施状況ですとか、あとは操業日数、漁獲量などの漁場の活用状況、あと団体漁業権におきましては、組合員行使権者の数ですとか、行使状況などを御報告いただいております。

3の「確認結果」でございます。提出された資源管理の状況等の報告をもとに、記載内容

の確認や関係団体からの情報収集、ヒアリング等によりまして、活用状況を確認いたしました。まず、(1)の「報告の提出状況」についてですけれども、下の表にまとめてございます。定置、共同、区画漁業権合わせますと、合計で現在6.13件免許されてございまして、いずれも令和5年9月1日に一斉切り替えが行われたものになってございまして、すべての漁業権者から、今回報告を御提出いただいているという状況になってございまして。(2)の「資源管理の状況」につきましては、すべての漁場におきまして、行われている漁業種類ですとか、地域の漁場特性に応じた資源管理の取組が実施されてございました。主な取組につきましては、下の表に記載してございまして、定置漁業権につきましては、休漁期間の設定ですとか、くろまぐろやその他の小型魚の放流などが行われてございました。共同漁業権については、種苗の放流ですとか、漁獲努力量の制限、漁獲サイズの制限などが行われてございました。区画漁業権につきましては、漁場利用計画が策定されてございまして、漁場の環境調査や養殖施設間隔の確保の取組などが行われてございました。

続いて、裏面の2ページ目を御覧ください。(3)に漁場の活用状況についてまとめてございます。定置漁業権につきましては、免許件数34件のうち33件が操業可能な期間の相当程度利用してございました。漁場活用がない1件につきましては、こちら漁業権切り替え後に新規免許されたものでして、報告期間は操業準備を行っていたということで、こちらはやむを得ない理由であったと判断されてございまして。次に、第一種共同漁業権についてでございます。こちらは定着性の藻類、貝類を対象とした漁業権となっております、免許件数59件のうち55件が漁場を有効に活用してございました。操業実績がなかった4件につきましては、資源保護のため休漁措置を講じたものであり、漁場管理上必要な措置であると判断されてございまして。続いて、第二種共同漁業権についてでございます。こちらは刺し網などの漁具を設置して営む漁業が対象となっております、免許件数56件のうち54件について漁場を有効に活用してございました。操業実績がなかった2件につきましては、資源保護および漁場環境変化のために休漁措置を講じているものということで、こちらも漁場管理上必要な措置であると判断されてございまして。第三種共同漁業権ですけれども、こちらつきいそ漁業が対象となっております、2件のうち2件とも一体的に管理されております第二種共同漁業権と同様に、漁場が有効に活用されてございました。最後に、区画漁業権についてですけれども、462件のうち208件につきましては、漁場を相当程度利用してございましたが、残りの254件の漁場においては、一部または全部を利用していないケースが確認されました。漁場を有効に活用されなかった理由につきましては、高水温等の漁場環境の変化ですとか、漁場環境の改善を図るものなど、いずれもやむを得ない理由であると判断されてございまして。下に有効に活用されなかった主な理由について、記載してございまして、多いものが、水深が浅いですとか湾奥の漁場で高水温の影響を受けやすいなど、漁場環境の変化によるものというのが一番多くなってございまして、その次には高品質のものを作るために養殖施設の間隔を広くして、漁場環境の改善を図っている、というものが多くなってございました。

下に移りまして、4「評価の結果」についてでございます。(1)の定置漁業権につきましては、先ほど御説明したとおり、漁場の活用がないものが1件ありましたが、こちらは操業準備を行っていたということで問題なしと判断し、34件すべてを問題なしとしてございます。

次のページ、3ページ目を御覧ください。共同漁業権につきましては、実績がなく有効に活用されていない漁場が第一種共同漁業権で4件、第二種共同漁業権で2件ございましたが、すべて資源保護等のための休漁措置によるものであるということで、問題なしと判断してございます。

下に移りまして、区画漁業権につきましては、適切かつ有効に活用されている208件と、有効に活用されていない漁場なんですけれども、今後活用見込みがあるということで、その252件を合わせた460件を問題なしとしてございます。今後も漁場活用が見込まれないという2件につきましては、問題ありと判断してございますが、2件とも令和7年の女川町支所の漁業権の変更において、廃止の調整を行っていることから指導は省略いたします。

続いて、裏面の4ページを御覧ください。4ページ目以降が、漁業権ごとの確認結果の資料となっております。4ページ目と5ページ目が定置漁業権の資料となっております。

続いて6ページをお開きください。こちら6ページ目から25ページ目が第一種共同漁業権の資料となっております。

次に、26ページ目をお開きいただきたいんですけども、この26ページ目から31ページ目までが、第二種共同漁業権の資料となっております。

続いて32ページ目をお開きいただきたいんですけども、こちらが第三種共同漁業権の資料となっております。続いて33ページ目以降になるんですけども、こちらが区画漁業権の資料となっております。備考の方に書いてありますが、今回、有効に活用されなかった漁場のその理由を記載したのになります。漁業権漁場すべてで600件以上ありますので、この場での説明は割愛させていただきます。

私からの報告は以上となります。

#### ○關会長

本田さん、どうもありがとうございました。説明終わりましたので、質疑ありましたらよろしくお願いします。何かありますか。特にないですか。

なければ、「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について」は、これまでとします。

#### ○關会長

次に、報告事項(2)「第42回太平洋広域漁業調整委員会について」を上程します。事務局の瀧上さん、お願いします。

#### ○事務局 瀧上主事

事務局の瀧上です。私の方から、資料の9番「第42回太平洋広域漁業調整委員会について」、御報告させていただきます。

開いていただいてこちら第42回太平洋広域漁業調整委員会についての概要と、あとその後ろにつけているものが、別添といたしまして、太平洋広域漁業調整委員会の資料となっております。こちらについてですが、第42回太平洋広域漁業調整委員会が令和7年

の3月4日に対面及びウェブ会議併用での開催がされまして、当会から關会長がウェブで出席されまして、議題について異議なく承認されたものとなっております。

まず、議題について御説明いたしますと、1つ目の議題としまして、「太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について」となっております。こちらについてですが、水産庁より、太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示について現行の承認期間が令和7年3月31日までであるため新たに発出する委員会指示の内容について説明があり、承認されたものとなっております。今回の委員会指示の主な変更点といたしましては、くろまぐろ大型魚の採捕制限について、今まで1人1日1尾だったものが、1人毎月1尾を超えて大型魚を保持してはならないに変更されたもの、また、委員会へのくろまぐろ採捕報告の期限が陸揚げ後から3日以内が1日以内に短縮されたもの、また、採捕報告の内容について、採捕したくろまぐろの尾さ長、尾さ長が確認できる写真、計量方法、陸揚げ場所の情報が必要となるほか、遊漁船を利用した場合は遊漁船登録番号、遊漁船以外を利用した場合は船舶番号又は船舶検査済票の番号が必要となる、また、虚偽報告防止策として、二重認証システムの導入と本人確認書類の提出が必要となるものとなりました。その他、くろまぐろ採捕総量については、毎月5トンで統一するものとし、くろまぐろ委員会指示の有効期間は2年間となって、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなりました。この他くろまぐろ遊漁の全体像の把握を主な目的として、委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入するものということでございます。

続いて、(2)「太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について」、3ページでございます。こちらにつきましましては太平洋広域漁業調整委員会指示第50号の概要として、水産庁より、きんめだいを目的とする刺し網漁業に関する太平洋広域漁業調整委員会指示の概要について説明があり、承認されました。②として、きんめだい太平洋系群の資源状況について、きんめだい太平洋系群の資源状況や、TAC管理への移行スケジュール等について説明があり、承認されたものとなっております。

その他、TAC資源拡大に向けた検討状況について、水産庁よりぶり及びべにずわいがにのTAC資源拡大に向けた検討状況について説明があったものでございます。この中で關会長より質問があり、ここに示されているということで、こちらが、別添資料の36ページ目になるんですけども、水産資源ごとの検討状況という資料の36ページ目にある水産資源ごとの検討状況の、こちらの中に記載されているとらふぐ日本海、東シナ海、瀬戸内海系群その他伊勢三河湾系群について、最近太平洋沿岸で随分とらふぐが漁獲されている状況について、これらは今後どのように取り扱うのか、もし明らかになれば教えていただきたいとの御質問がございました。これについての水産庁からの回答といたしましては、とらふぐの資源管理については、資源管理手法検討部会で議論を進めており、指摘のとおり、日本海、東シナ海、瀬戸内海系群など、東北地方やその他の資源についても、意見をいただいているものとなっております。また、まず漁業法の観点から説明すると、TAC管理は水産資源ごとに行われるものであり、その対象となる資源は資源評価の結果に基づいて決まるため、まずは調査、評価を進め、東北地方で漁獲されるとらふぐをどのように取り扱うかの検討が必要となっているものというところで、また、新たな資源であっても、既存の資源管理の枠組みの中で、新たに何らかの対応を取ることは可能であり、例えばTACの適用を検討する以前の段階で、既存の資源管理の取り組みにどう協力

してもらおうかとの観点で議論を進めることも考えられるとして、こうした議論を進める場として、広域漁業調整委員会はいい枠組みであると考えているとのことでした。まずは、資源評価のところ、先ほど言及された資源が、この伊勢三河の方に入るのか、それとも独立した水産の資源なのか、調査評価の結果を見守りたいとの回答がございました。これについて、資源評価ができる体制を整えつつある状況とのことでのよろしいかという、關会長からの質問に対しても、そのような理解になるということで、水産庁からの回答があった次第でございます。これについて、北門委員の方からも、今まであまり採れていなかったとらふぐが採れるようになったということが、地球温暖化の影響であれば、とらふぐに限らず、様々なケースがこれから増えていく可能性があるので、系群単位で資源管理を行い、科学的な知見の蓄積等を進めていただいた上で、今後の検討をしていただきたいという意見がございました。

続いて令和7年度、2番として令和7年度資源管理関係予算についてでございます。水産庁より令和7年度水産関係予算のうち、資源関係の予算について、説明があったものでございます。こちらについても、關会長の方から質問として、こちらについても別添の資料の38ページ目の⑤にあります内水面及びさけます等栽培資源総合対策と記載されているものについて、さけの回帰率の向上に資するふ化放流の広域連携体制の構築等の取組について東北地方でさけの回帰が非常に減少してしまい、漁業の成立が難しい状況で、この予算の中でふ化放流回帰率を向上させるような方法について、水産庁でのお考えはあるのかとの質問がございました。これに対して、水産庁としては、さけの回帰率が非常に低いため、回帰率向上にはさけのふ化放流が重要で、これまでの都道府県単位で行われてきたものということでした。国は、稚魚が初期段階で生き残る力を高めるための飼育方法の工夫や研究、開発を支援してきており、これまでの取組は河川単位で行われておりましたが、個々での河川の回復が難しく、次の段階として広域連携を進めているものということでもございました。具体的には、ある川から別の川への卵の輸送支援などが行われているほか、さけの回帰は海洋環境の変動にも影響があるため、こうした取り組みを進めており、来年度からは、新たな広域連携の支援予算を措置したところである回答があったものでございます。

その他といたしまして、水産庁より新しい漁業法に基づく資源管理における、広域漁業調整委員会の今後の役割について、次回の委員会で議論したいとの説明がございました。例えば、遊漁船部会などは3つに分かれているものについて、その間を行き来する資源があれば、合同での議論を検討するなどということでもございました。

最後に水産庁より、次回開催は令和7年の秋頃との説明でございました。

説明については以上でございます。

#### ○關会長

瀧上さん、どうもありがとうございました。これ、ウェブで私参加したんですが、やっぱり最終的には現場をさっぱりわかってない水産庁のいろいろな方策だなあという感じがどうしても残りました。これからの理事になられる次回の会長さんには、その辺を引き継いで、水産庁にはしっかりと意見を伝えていただきたいものと思っております。

どうもありがとうございました。

質問他にございませんか。

なければ、「第42回太平洋広域漁業調整委員会について」は、これまでとします。

— 報告事項終了 —

【その他】

○關会長

次にその他に移ります。事務局より事務連絡をお願いします。

○事務局 武山総括次長

それでは、事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時についてお知らせいたします。

今回は4月の17日、17日木曜日、午後2時から、場所は県庁9階第一会議室を予定しております。

事務局からは以上となります。

○關会長

本日、予定しておりました議題は以上ですべて終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局 武山総括次長

關会長、委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 知事許可漁業の制限措置（案）等について（いかつり漁業（県外船））
- (2) 宮城県資源管理方針に係る令和7管理年度の知事管理漁獲可能量について（くろまぐる（大型・小型）、すけとうだら、するめいか、ぶり）
- (3) 宮城県資源管理方針の変更について

協議事項

- (1) 宮城海区漁場計画の変更（素案）について
- (2) 知事許可漁業における継続の許可及び承継の許可に関する取扱いについて
- (3) 令和7年度海区漁業調整委員会開催計画について
- (4) 第23期委員への引継ぎ事項について

報告事項

- (1) 漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について
- (2) 第42回太平洋広域漁業調整委員会について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

關 哲尺

署名委員

飯本 雅志

署名委員

平井 光行

書 記

清上 瑠孔

六三三 第